

社会保険労務士事務所

## ソーシャルブライトマネジメント

154.0011 東京都世田谷区上馬4-24-9 パークハビオ 204

tel 03.3413.8822 fax 03.3413.8833 <http://www.s-b-m.jp/>

# SBM NEWS

人事労務管理に関するお便り

平成 27 年 11 月号

### 「男性の育児休業取得」等に助成金を新設へ

#### ◆来年度からの実施に向けて予算要求

厚生労働省は、仕事と家庭の両立や労働力の底上げにつながるため、男性の育児休業取得について企業への助成金を新設する方針を固めたそうです。

また、子育て世代の女性を念頭に、専門学校などに補助金を出すなどして、託児付きの職業訓練を提供するよう促します。

これらを来年度の予算要求に盛り込み、平成 28 年 4 月からの実施を目指しています。

#### ◆進まない男性の育休取得が背景

背景には、男性の育児休業取得が、配偶者が出産した男性全体の 2.3%にとどまっており、なかなか進んでいないことがあります。

厚生労働省は、助成金で企業の背中を押し、取得を促進しようと考えています。

男性に特化して育休取得を助成金で支援するのは初めてで、女性の約 6 割が出産を機に退職すると言われるなか、配偶者の協力によって女性の就労を支援するねらいもあります。

#### ◆1 人目に 30 万円、2～5 人目に 15 万円

現在の案では、対象は過去 3 年間に男性の育休取得者がいない企業で、男性従業員が配偶者の出産から 8 週間以内に 5 日以上の子育て休業を取れば、1 人目の従業員について 30 万円、2～5 人目については 15 万円を企業に支給するそうです。

また、育休取得者の業務を引き継ぐマニュアルづくりなど、育休を取りやすい体制を整えた企業には別途 30 万円の助成金を支払う制度も設けるとのことです。育児休業取得が進んでいない中堅・中小企業での取得

促進が見込まれています。

#### ◆出産後の女性の再就職も支援

一方、出産後の女性の再就職を支援する対策も拡充しようとしています。

世帯収入が月 25 万円以下などの条件に当てはまる求職中の女性については、受講者がハローワークと相談し、IT（情報技術）や介護など希望分野の講座を選び、受講期間中（3～6 カ月）、毎月一定の手当（月 10 万円程度とする方向）や交通費を受け取れます。

また、受講者は訓練中、専門学校が契約した託児所などを無料で利用できるようにします。

託児費用の一部は政府が補助金として専門学校に支払い、子ども 1 人あたり 6 万 6,000 円とする方向です。人手不足が続く介護分野や一般の事務職、営業職を中心に新制度の普及をはかる方針です。

### 中小企業退職金共済（中退共）制度が変わります

#### ◆中小企業退職金共済法の一部改正

「独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律」（平成 27 年法律第 17 号）が平成 27 年 5 月 7 日に公布されていますが、改正中小企業退職金共済法が平成 28 年 4 月 1 日から施行（一部は平成 27 年 10 月 1 日施行）されます。今回の改正では、勤労者退職金共済機構における資産運用のリスク管理体制を強化するとともに、制度のポー

タビリティの向上等を通じた事務・事業の見直し、加入者の利便性の向上等が盛り込まれています。

◆改正の内容

改正の内容は次の通りです。

1. 資産運用に係るリスク管理体制の強化（今年 10 月 1 日施行）  
資産運用業務に対するリスク管理機能等を強化するため、勤労者退職金共済機構に厚生労働大臣が任命する委員から構成される「資産運用委員会」を設置し、資産運用の重要事項に係る審議等を行う。
2. 制度のポータビリティの向上等を通じた事務・事業の見直し（来年 4 月 1 日施行）
  - (1) 特定退職金共済事業からの資産移換  
特定退職金共済事業を廃止する団体から、事業主単位で中退共制度へ資産移換することを可能とする。
  - (2) 確定拠出年金制度（DC）への資産移換  
共済契約者（中退共制度に加入している事業主）が中小企業者でなくなった場合、事業主単位で中退共制度から確定拠出年金制度（DC）（企業型）へ資産移換することを可能とする。
  - (3) 制度間通算における全額移換の実施  
中退共制度と特定業種退職金共済制度間等の通算において、通算できる金額の上限を撤廃する。
  - (4) 企業間通算の申出期間の延長  
被共済者（中退共制度に加入している従業員）が転職等により中退共制度間等を移動した場合の通算の申出期間を、現行の 2 年以内から 3 年以内へ延長する。
  - (5) 建設業退職金共済制度の退職金支給方法の見直し  
建設業退職金共済制度における退職金が支給されない掛金納付期間を、現行の 24 月未満から 12 月未満へ短縮する。
  - (6) 未請求退職金発生防止対策の強化  
勤労者退職金共済機構が住基ネットを活用して退職金未請求者の住所把握を行うことを可能とする。

今月の税務と労務の手続

2 日

- 個人の道府県民税・市町村民税の納付＜第 3 期分＞  
[郵便局または銀行]
- 労働者死傷病報告の提出  
＜休業 4 日未満、7 月～9 月分＞[労働基準監督署]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険料の納付＜延納第 2 期分＞  
[郵便局または銀行]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況報告（雇用保険の被保険者でない場合）  
＜雇入れ・離職の翌月末日＞[公共職業安定所]

10 日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付  
[郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出  
＜前月以降に採用した労働者がいる場合＞  
[公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出  
＜前月以降に一括有期事業を開始している場合＞  
[労働基準監督署]

16 日

- 所得税の予定納税額の減額承認申請書の提出 [税務署]

30 日

- 個人事業税の納付＜第 2 期分＞[郵便局または銀行]
- 所得税の予定納税額の納付＜第 2 期分＞  
[郵便局または銀行]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況報告（雇用保険の被保険者でない場合）  
＜雇入れ・離職の翌月末日＞[公共職業安定所]